

8 9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7 8 9 190 1 2 3 4 5 6 7

海外重要情報		(第二十集)	
一、米国		目次	
(その一) 米国における産業の民主化		(昭和二十二年四月十日)	
(A)	産業民主主義思想の推進	一	頁
(B)	労資員代表制度	一	頁
(C)	利潤分配制度	五	頁
(D)	もすび	一一	頁
(その二) 米国最近の労働事情			
(A)	労働組合の動向	一	頁
(B)	労働攻勢に対する事業家の態度	一三	頁
(C)	労働攻勢に対する政府及び議会の態度	一七	頁
		二〇	頁

(ロ) スルツキンク研究所發表の勞働政策

(エ) むすび

二四頁

二七頁

〔第二〕 英国

(ア) 一九四六年の貿易概況と今後の貿易政策

(B) 戰後過渡期の國際收支

(C) 今後の貿易政策

(ア) 最近の印度における銀問題

(A) 銀の國際取引

(B) 銀の國際取引における各國の得失

(C) 印度の金銀輸入禁止措置

(D) ニューヨーク及びロンドン市場における銀塊相場の交動

〔第三〕 歐洲

四〇頁

〔第四〕 東洋

三九頁

(ア) 序

(B) 一九四五年度の貿易概況と今後の貿易政策

(C) 通商政策

(D) 通商政策

(E) 通商政策

(F) 通商政策

(G) 通商政策

(H) 通商政策

(I) 通商政策

(J) 通商政策

(K) 通商政策

(L) 通商政策

(M) 通商政策

(N) 通商政策

(O) 通商政策

(P) 通商政策

当局のとつた措置

五九頁

五八頁

五七頁

五六頁

五五頁

五四頁

五三頁

五二頁

五一頁

五〇頁

四五頁

四三頁

四二頁

四一頁

四〇頁

三九頁

三八頁

三七頁

三六頁

三五頁

三四頁

三三頁

三二頁

三一頁

三〇頁

二九頁

二八頁

二七頁

(F) 国府の運動に対する情勢判断 大一頁

(G) 台湾の工業建設の現状 大二頁

(H) 総説

(その二) アンダの対華棉花供給状況 大之頁

(A) カンラの予算不足と中國に対する影響 大七頁

(B) 中國政府の要請とアンダの要請 大八頁

(C) 対華貿易物資供給計画の總額 大八頁

(D) 対華棉花供給總額 大九頁

(E) 対華棉花追加資金 大九頁

(第一二) 米国

(その二)

(A) 産業民主主義思想の指頭

労働階級の意向を企業經營に反映せしめることにより、勞資の対立と利益を調整せしめようとする企業運営民主化の思想は第一次大戦前後より発生した。

その発生の主な理由は次の如くであらう。

(一) 第一次大戦中労働組合は産業休戦を行ひ、階級闘争を停止し積極的に企業主に協力したこと。

(二) 政府、資本家が労働者の政治的革命運動の攻撃策として労資協調主義を提唱したこと。

(B) 従業員代表制度

労資協調主義の具体的な現れとしての従業員代表制度は米国においては一九一一年に工場委員会として制定した。

二

(一) 工場委員会の沿革

(一) 工場委員会は一九一一年フイラデルフィア高速度鋼会社に設置され、次いで一九一三年にはコロラド燃料及び鉄会社に設けられた。

(二) 前大戰中も労働省は爭議防止、生産獎励政策として工場委員会の設立を勧奨した。

(三) 工場委員会は企業主の自由意志により設立、改廢される私約機関であるため、委員会の決議実行力を弱め、往々にして企業主側に不利な決議を回避する傾がある。

(四) 繁つて急進的労働組合はこれを労働者の標準機関であると推舉し最近に至るまで大した發展をみなかつた。

(五) 一九二〇年の第二回産業大会決議

(一) 第一回国産業大会においては就業員代表制度の否認を宣言したが労働團體の組織化につれて遂に就業員代表制度を是認するに至つた。

(六) 大議の内容

= の =

(A) 労資間の正謂な關係は工場内に機関を設立することによって招來される。

(B) 工場委員会の目的は労資の利害を一致せしめ、兩者の能力により労資間に温かい關係を実現せんとするものである。

(C) 一九三〇年代にはインターナショナル・ハーベスター会社、スタンダード石油会社、ゼネラル・エレクトリック会社、ベツレヘム製鋼会社、グッドイヤー、タイヤ、ゴム会社等の大企業に工場委員会が設立された。

(D) 一九四五五月の『戦後の大アメリカ産業平和のための労働憲草』

(E) 本憲草は労資問題の尖鋭化に伴ひ商業會議所会頭エリック・ジョンズ頓、C. W. フィリップ・ミセイ、A. F. リッジウェイ、カリーン等による提唱された。

(F) この憲草の條項中で次のことが確約された。

(G) 産業資本家は労働者の組合組織及び団体交渉に関する基本的権利に法律上の規制を加えることなく、これも保障することを公約する。

三

七

田

(二)

従業員代表制度の概要

(一) 従業員代表制度の目的

(イ) 労働者と経営者との関係の公正化を促進すること。

(ロ) 労働者の不平、不満に対し正しい考慮を拂ふよう陳述すること。

(ハ) 労働者が自己の労働條件をコントロールする場合、適切な意見を述べるが、之の代表制度によりその意見が耳へられること。

(三) 償銀、労働時間、労働條件、その他の労資双方に利害關係ある事項に関し、雇主と被雇用者が団体交渉を行ひ契機を振る。

(ホ) 経営者側と労働者側とが互ひに情報を交換し、相互の理解を深めること。

(ヘ) 道義を確立し愛社心を昂める。

(ト) 能率増進と経営の経済化。

(二) 従業員代表制度の形態

(イ) 政治機構型

(ア) 普通、上院(議長その他の幹部社員)と下院(通常、全労働者もしくは選舉による労働者代表)よりなる。

(乙) 場合によつては政府(経営責任者をもつて構成)とからなる。

(ロ) 工場評議会型

(ア) これは前型のにおける「政府」がなくして、運営は主として労資共同本議会、労資協議会並びに労働者代表と幹部社員との直接交渉によつて運営される。

(乙) 前述の政治機構型は漸次その数が減り、重要性は失はれつつある。

(丙) 従業員代表制度運営の要請

(イ) 公開正大であること。

(ロ) 起り得べき亂謡の原因を迅速に調整すること。

(ハ) 従業員に会社の業務内容に関する知識を知悉せしめること。

(丙) 利潤分配制度(プロブレイツト・シエアリング)

大

勞働者の經濟的地位の向上を計ると共に生産懸念を促進せしめるため勞働改訂の一手段として利潤分配制度は第二次大戰中に非難な發展をみせた。

(一) 第二次大戰中における利潤分配制度發展の理由

(1) 政府の事業受託制度の下では事業収益の一割に対し税金の免除が行はれた。

(2) 更に從業員に対する収益分配は財附行駕とみなされた。然つて所得稅法の「財附は該機の財務とならし」との規定が適用され、被雇用者も現実に収益の支拂をうけらる時は階級税を納めずに行はんだ。

(3) 故に本制度は現在においては高價銀の恒久的維持を要求する勞働組合側の要求に対する一つの解決の方針を示唆するものである。

(二) 戰後本制度廢退の理由

戰時中利潤分配制度を採用した事業会社のうち約大割はこれを放棄した。理由は左の如くである。

(1) 本制度に対する雇用者側及び被雇用者側の不滿(約三割五分)

三 の 項

二 会社に収益がなく守つたこと及び会社所有者の変更(約三割)

(3) 前者の場合は殆んど然業員制の企業に対する理解と景氣の循環の収益に及ぼす影響等に関する察知に起因しているようである。

(4) 結局、本制度は事業が繁榮している限り巧くゆくが、収益が減少したり、なくなりつ次りするに於て業員制にとり不満足なものとなる。従つて本制度だけで勞働不安を回避することは難かしい。

(三) 本制度の基礎的條件

(1) 現在迄の経験からみて本制度は勞働関係調整の適当な代案としては実現性はない。勞働保険、勞働年金等のような被雇用者の福利増進策の一として採用されるべきであるとの結論に達している。

(2) 即ち最も成功した若干の例は事業主が被雇用者に対する利潤配当を蓄積し退職乃至昇進の場合のみ支拂ふと言ふ方式を採用した場合であつた。

(3) 成功の例からみて本制度の基礎的條件として次の事項があげられる。

(イ) 同様事業の他の会社における債務レートと同じ水準にあるか又はこれを超過していること。

利益配当は従業員にとり収益如何にかかっている。従つて利潤の配当は決して債務の一割でないことを充分徹底せらるることが必要である。

(ロ) 企業の収益が安定していること。

即ち事業の活動に季節的な消長のない部門及び永年に亘り収益状態が安定しているところでは成功的である。

(ハ) 小企業に有望である。

本制度は小企業において能率の増進と無駄排除に役立つてゐる。即ち大量生産様式の大企業では機械のスピードが主として生産量を決定するが小企業では個人の創意と手腕によるところが大きいからである。

(四) 利潤分配制度の実例

(一) 現在米国では全従業員に対し利潤分配制度を採用している会社が七十あり、又

著者或ひは幹部だけの利潤分配計画を行つてゐる会社が同じく七十ある。

(二) オハイオ州シンシナティのブロクター・アンド・ゼヤンブル石鹼会社

(イ) 本公司は全従業員に対し分配制度を一八八六年に採用した。その方法はボーナス式で金額は従業員の勤続年数によつて差別をつけてゐる。

(ロ) 被雇用者(年収二千ドルまで)は慣習の五%を大年賀金としてれば会社の普通株の購入に當てられる。(年収三千ドルの收入の者は一年間つとめればこの権利があらへられる)

(ハ) ボーナスの支拂はこの方法に参加している年数により、即ち一年から二年迄は五%、十五年以上一五%が普通である。

現在迄の分配金額は千三百万ドルに達する。

(三) イーストマン・コダック会社

(イ) 本公司は一九一二年以来株式配当と併行して債銀配当制を採用している。

(ロ) これは普通株一株につき三ドル五十仙以上の配当をするときその超過配当額一ドル

につき従業員に対し過者丑ヶ年齢の債銀受取額の0・五%の金額を支拂ふものである。

(八) 入社以来大ヶ月以上の者はこの恩典に蒙り、一九三七年の実例によれば勧説丑ヶ年の者は對丑ヶ年齢の債銀にあたる金額を支拂された。

(二) 一九四六年十一月には一九四五年の最高記録を對ニ百万帶上まわる八百五十万帶の新記録を達した。

(六) 一九一六年以來今日迄の總配当金は七千五百萬帶に達している。今年は五ヶ年間勧説者には債銀約四・五週間分が配当されるだらう。

(八) 水社はこの制度によつて成績優秀な従業員の退社を防ぐのに成功し、一ヶ年間の移動率が一般労働者では四〇%であるに對して僅かに八%に過ぎない。

(六) カイヤー・フレミング自動車会社

(イ) 製造自動車一台につき五帶を従業員に対する費年として基金中に織入れ、毎年一定時期に有資權者に交付することになつている。

四 の 出

(七) この制度は正確には古アフィット・シエナリンガの一例とはみなしづらいが労働扶助策の一つの型を示している。

(五) 社会保全施策の要求

(イ) 鋼鐵、自転車、アルミ、電気、その他C・I・O系の諸組合は雇主主に對し雇主全施設を拠充することを要求しようとしている。

(ロ) 自動車製造業労働組合は雇主主に債銀の三%に相當する割附を行はしめ、これを積立て、傷病者に債銀の半額を下らない手当を一ヶ年間支拂ふとしている。またこの積立金で医療費、停年工員（停年滿大十五才）に退職恩給、生命保険費及び退族保険費を支拂ひんとしている。

(ハ) 鋼鐵業労働組合はこのほか債銀の年額保証など要求している。

(二) ジヨン・ルイスは保険厚生基金とて出資トシ当リ五仙の積立金を炭坑業者に支拂はしめることにした。

(ホ) 鉄道従業員は鉄道従業員退職法によつて傷害、失職、停年及び退族保険について

で会社に保証させていた。

一一

(八) 営業は以前より疲弊平当や恩給をうけていた。

(D) もすび

(一) 以上にみるように既に米国においても労資協調及び経営の合理化の立場から労働者を企業經營に参画せしめ、經營者による独裁を排し、企業の運営に労働者の意向を尊重させんとする制度が採用されておつた。

(二) 然るに第二次大戦後世界における社会主義的勢力の指頭に伴ひ資本主義的独裁による経営方法の是正が必要となり、米国においてもジョンストンの新資本主義——從業員の經營参加——の提唱となつて現はれた。

(三) かくて今後は所謂分配の不均衡是正及び生産能率の向上の実からと企業における經營の民主化は必至となるうとしている。殊に歐洲諸国における産業復興のための經營民主化の大勢は米国に影響するところが大きいであらう。

(資料) 経済新説(三一五) 日米通信三二・一二五、時評三二・大・二五、二三一、二三

四の外

(その三) 米国最近の労働事情

(A) 労働組合の動向

(一) 労働組合の發展

(一) 米国において労働保障の骨格をなすものはセイタ法、正しくは全国労働関係法で、これは一九三五年ルーテルガエモト大統領のニエラテイーク政策の一環として成立した。この結果労働者の組合権と团体交渉権が認められ、実行機關として全国労働保護が設立され、労働者の組織化が育成された。

(二) 期末労働者の組織化されるにつれ組合員数は急速に発展した。

A・F・L系組織労働者は一九三八年三六二万から一九四一年四五七万、一九四四年六五六万と増加し、C・I・Oは一九三八年三七〇万から一九四一年約五〇〇万、一九四四年約六〇〇万に達した。その他組合数を査みると現在の被雇労働者数三、四〇〇万の四八九が組合に加入している。さらには最近は統一労働戦線確立のため労組合の統合を模索する機運に至つてゐる。(共同外信二、一)

一四

(3) 組合はその実力が醸成する方に従ひ、労働者の地位の向上を図り、その戰術と暴力、闘争方法は後退し、雇用主との協議折衝、政府との會議闘争、最後には整然たる農業といつた形に変ってきた。農業の場合で之組合員の一賃投票に向ひ、宣言期間を設けている。一旦ストに入れば事業上、一産業部門の機能を停止し、さらに国民经济全体の運行に影響を及ぼす強度を抱える場合も少くない。

(二) 最近の農業の性格

(1) 戰時中の農業抑圧に対する反動で、あるように一時に爆發し、終戦以降の農業はその発生回数及び規模と共に増大した。原因は

(イ) 就業時間の短縮による賃銀の低下を基本給の引上げによつて補ゆんとする意圖が明かである。

(ロ) 生計費の昂騰に基因すること。

(三) 直接の政治的意図はみられない。しかし、企業利潤、ことにその増加分について

はその相当部分を賃銀引上の形で強く要求している。

五
九
六

(三) 債銀引上げ主張の根據—所謂ネーベン報告書

C・I・O東有力組合ともつ製鋼・自動車工業の三労働組合は、終戦後一九四六年十一月の全国炭坑労働組合の第ニ次債銀引上げ要求をきっかけに、第二回債銀引上げ要求がやうやく強くなつた。C・I・Oではこれに備へネーベン（まえには戦時労員再就業局長代理、いまはネーベン統計会社長）、「一九四七年度の全国債銀政策に関する報告」を採用發表した。同報告は事業家が一九三八—三九年の利潤率を維持するつもりなら（註）、価値を引上げずに債銀を二一%乃至二五%引上げうる余力があると認めた。要旨は次ぎの通りである。（目次、二・五、二・六）

(註) 一九三八—三九年の回ヶ年平均利潤率を基準としたのは、敗年二月トルーマン大統領が物価債銀に関する新政策として、一九四一年一月以降四五五年九月までの生計費騰貴率を三三%であるとして、この範囲内の債銀引上げを容認し、同時に価格の引上げは一九三八—三九年の回ヶ年の平均利潤率を超えない範囲内で容認されたことによる。

一六

(五) 一九四四年限來雙盤勞動者及被雇生産者の收入は先の二つの理由により減少する。

(一) 時間外賃金の減少、收入の多い穀業への勞動者の移行による賃金平均額の減少。

(二) 物価の騰貴。

この間に生産利潤は約五〇%、農民の所得は經營費を差引き約四〇%増加せり増え先。

(三) 勞動者の所得と資本的收入と企業利潤の騰貴は概ざめ三つの危険を伴ふ。

(四) 大衆生活水準の引下げ。

(五) 大衆消費力の萎縮と購買力の縮在とは經濟の長期癡延を危険に瀕せしめ方。

(六) 少数者の富、權力の集中により、全國の民主主義の社會的政治的健全さが費され現存。

表つて二項は製品價格の上昇せずして賃金引上げをすることによって是正されねばならぬといふのである。

五の外

(B) 勞働攻勢に対する事業家の態度

米國労働者は

(B) 勞働攻勢に対する事業家の態度

(A) 物價騰貴率は一九四六年一〇月まで一年間、所得の増加率より三・八%大きいこと。

(B) 布の購買力は一九四一年一月の一布が一九四六年十月の〇・一大九九布にしか当らぬこと。

(C) 勞働者の実質所得が低下したこと
を發表した(時經一一二七)。

これに対し、事業家側の意図はこの意図を認めようとせず、労働組合に認められた權能を剝奪し、資本家側の優強な地位を回復しようとしている。

(D) 賃金引上げに対する反取

(E) 働き引上げ要求の基礎として、收入と生計費指數とを比較する方は不當である。
その理由は次の通り。

(F) 物価高、賃金引上、生産率高騰状況の上昇が消費者のハイコット運動を激成し

、深刻な本業をも怠らじを一九二一年を想起し可はぬ事はない。

(四) 消費者のボイコットは生産の減少と失業の増大あることは勞働時間の短縮と夺取
價銀の減少を招くする。

(五) つまり、労働者の生活は完全雇用の達成にまで無理に耐えます。價銀引上げは然
らに消費者の怒りと經濟の不況とを惹き起すに過ぎない。

(六) また前記、ネーサン報告を踏まえようとして反撃した。

(七) 一九四六年第二回半期の價銀給料支拂總額は一九四五年に比べて僅かに二%
また該時中の最高水準である一九四五年第第一回半期に比べると五%減れを以て
いどはいえ、該期へ一九三九年」と比べれば二倍半になつてゐる。この反面、消
費者價格指數は、一九四六年十月份は一九四四年度より一八%高、一九三九年平均
より四九%高に過ぎない。まことに消費者價格指數の上昇、右は價銀支拂總額の
割合の約三分の一にすぎない。

(八) ネーサン報告は全事業会社の純利潤の過半を以て極々の会社にあてはめようと
加割合の一にすぎない。

するもので、非現実的である。

(九) 利潤測定の基準を一九三六年十三六年にあくのは不適當である。この当時事業界
は不況期であり、各社とも資金の蓄積ができなかつたばかりでなく、蓄積資金を
喰ひ潰してゐる会社もあつたほどである。まして一九四七年の利潤を予想できる
ものが一体どこにあるか。

(十) 事業主側から労働の組織化——ソシナード法などへの反対

労働攻勢が熾烈となるにつれ、事業主側の反対もまた議会側と提携し組織化となつ
た。

(十一) 全米製造業者協会は次の三労働立法の廃止を要求した。

(a) 団体交渉を規定するワーカー法、(b) 國家十時間労働制を確立した價銀時間
法、(c) 労働争議停止命令を裁判所を通じて出すことを禁するノリズ・ラガード
イガ法。

(十二) 一部では物価と價銀の現状を維持するため、一九四七年半ばは價銀引上げのモラ

二〇

トリツムを実行し、この間に労資関係の調整を図らざるを主張するに至つてゐる。（共同外信二・二五）

(iv) しかし労働攻勢に対する態度は必ずしも政府・議会側の主張と一致するものではない。一般に労資間の問題と云ふと經營者側と労働者側との直接交渉によつて解決したいというのが強い根本的な意向である。殊に労働関係調整を通じて政府が産業に干渉するおそれのあることには極力反対している。例へば、労資関係を通じての統制強化、産業国有導くおそれある政府干渉に対して。

(c) 労働攻勢に対する政府及び議会の態度——ユーティル政策からの脱離

政府及び議会は、とどにニユーヨーク時代から採用されていた労働政策を著しく転換する方針をとつてゐる。

(1) 政府側——トルーマンの年頭教書

トルーマン大統領は、本年一月六日の一般教書の中で次のよくな趣旨で産業界に對する方針を明かにし、これに必要な立法を要請した。（時經一・九）

大の外

(2) 強制措置

(3) 社会立法計画の拡大

労働者の生活不景の原因を軽減するため既存の社会立法計画を拡大する。

(4) 労資關係を全面的に調査するため臨時委員会を召集する。

委員会はつぎのよう構成とする。

(1) 議会に選任する上下両院、民主、共和両議員合計十二人

(2) 大統領の任命する労働界、産業界及び公衆代表合計八人

委員会のおもな任務はつぎの諸項目について調査、勧告するにある。

(1) 公益に影響ある重要産業部門の全国的ストライキに際して生ずる特殊な問題。

委員会は特にアメリカ国民の全般的民主的自由を著かざりよりて紛争の解決あるひは防止方法を探求せねばならぬ。

(ii) 団体交渉を行ふ最も方法および手続。

(iv) 労資紛争の根本的原因。

(v) 権利の乱用、正当でない慣行を防止するための次ぎの事項について立法準備をする。

(vi) 錫合間の競争り等い的な罷業の禁止

(vii) 不正な目的をもつ副次的なボイコットの禁止

(viii) 勞働者側あるいは企業者が経済権力を行使して被約の解約を強行するような行為の禁止。

このように政府自らニコ・テイル以来の着刑主義を排除し、労働取締強化策などを以至つた。このことには共和党を守勢の立場にあこうとする政治的な合意などと見られてゐる。それにしても嬉しい転換といはざるを得ない。

七 の 附

(二) 議会制—共和党的労働勢力抑制意願

議会の指導的地位についた共和党は産業界に背景を持ち、保守的な傾向強く、産業界の意向を率直に議会に反映させると考へられて、共和党的主流は労働取締強化策を主張し、之にはまだ産業界の利益と一致する。即ち

(一) 労働組合が法律上の特權を廢除するは著しく制限し、また公共の利益の防禦と大眾の自由の擁護の名において組合運動を肅化せらるとしている。

(二) 右の觀点より次ぎの法案の提出となろう。(共和外信一一一一)

(i) 全国労働関係法の廃止

(ii) 新労働立法の根幹を、罷業の斷定に置く、すなはちまず、罷業発生のおそれある場合、労働者及び経営者の双方が調停者を選出し、これの判決に従ふ。公益企業その他の重要産業の操業を停止するおそれある罷業には強制調停に付す。これらのは政府の要請と一致する。

(iv) その他の法案の要望

- (a) 總張り争ひ的罷業から法律上の保護を奪う。
- (b) 勞働者側はも契約破棄に伴う損害についての責任を負わせる。
- (c) 反トラスト法により労働組合をも取扱ぐる。
- (d) 自由な米国人が各自の好きな職場で働き得る権利を保護するため、クローズド・シヨツク制に法律上み生えられていた保護を奪う。
- (e) 政治的目的に離合の費用を使用することを不法とし、離合に対して会計報告の義務を負わせる。
- （ア）從業員が政府に対してスト行動に出た場合は労働の特權を停止する。
- （イ）ブルソキン久研究所発表の労働政策
- 米国で有力な調査研究機関ブルソキン久研究所は米国の労働政策に関する議論を發表した。（甘米、一二二六）。
- これは公正な立場に立つた政策といゆれるが、多くに労働組合運動の惡化を懸念するところからである。

七 の 外

- （一）労働紛争には政府が干渉せず其の団体契約を実現すること。
- （二）金産業に亘る契約を禁止し、全産業に亘る契約を実現しようとすると横行を反トラスト法違反とすること。
- （三）強制調停は政府があらゆる雇傭關係を決定し、遂には、この結果、産業の全分野を統制するに至る故、実施してはならない。
- （四）連邦の労働關係法を改正し、雇傭主や、組合非加入の労働者達の権利を、組織労働者のそれと同様に保護すること。
- （五）クリード・シヨツクを不法とすること。
- （六）同情罷業、組合の舊轄争い（總張り争い）の罷業は、直接、雇傭主が解決できるものでないからこれを禁止する。
- （七）二次納ボイコットは禁聞係は第三者に直接的損害を生えるから禁止すること。
「
べきこと。

二大

- (九) 米国調停事務局(USCS)を労働省から分離し、独立の機関とすべきこと。
- (十) 全国労働關係局が検事と判事の二通りの役割を兼ねるを廢し、その現在の足員三名を七名乃至九名に増加し、司法機關とすること。

審事は一名の担当官により審理された上、全員会議に報告し、事件の処理を迅速化すること。

審理に当つて司法令鏡における通常の立証規定が適用され、告発は司法省の別個の機關が行ふこと。

新しい労働關係局は、法律に違反して損害を与えたために、賠償を受ける権能を有し、これは被労働者、被雇用者の双方に適用すること。

もし、組合が法律に違反して共同行為などを行場合、雇主にに対して損害を賠償すべきである、これは現在雇主が被雇用者達の团结権に干渉したため生じた損害を被雇用者に賠償せねばならぬと同様である。

八
八
八

(E) もすび

・ 金般に労働組合を統る政府議会、財界の動向は、程度の差こそあれ、ほぼ政策の転換を指す。こうした状態を反映して政府及び議会は本年度の重要な政策の一環として、反労働立法を強化することは決して至である。米国の労働界は未曽有の試験に直面していく。これにより、過去十五年間に亘り著しく躍進した労働組合運動は一時後退を余儀なくされよう。しかし、この反面、組合内部の团结強固、新たな発展への動機を与える。これは大の事實が示唆している。

- (一) 一九四六年十二月総同盟会長クリーンの統一労働戦線確立の提案に、産別組合長マレーが本年一月賛成を表し、両組合とも統合的具体案について準備を進めている(芙蓉外信ニ一)、このことは明かに、労働組合の目標が特定業者の利益保護から全労働階級の社会的進歩向上への擁護に転換していることを物語る。
- (二) このような労働戦線統一の傾向は、労働組合が同一産業に属する全ての労働者を、その職種如何を問はず、單一組合に結集しようとする世界的動向に一致する。米国

二八

の労働階級はヨーロッパ諸国に比してはるかに豊かな生活を享有し、慈進的なことを好まないといはれてきたが、右へのべた新しい傾向は、實にて此の反証とならうとしている。

とおもて伝統的に社会主義的傾向を極度に築き、英利党は、一九三九年以來開めて議会に指導権を得てし、ここに同党がいかに米國の自由企業制度を防衛するかは興味深い問題である。

八
外
シ

(第一) 英 国

(その一) 一九四六年の貿易概況と今後の貿易政策

(A) 一九四六年の貿易概況(時程一・三五、二・二〇)

(一) 輸出入統計

(1) 一九四六年の輸出貿易量は、七月、当面の目標である一九三八年平均月額に達し、昨年三月クリツフ大商店が述べた英國の輸出は年末には戦前の水準に回復するであろうとの見透は大体実現した。その推測は頗るである。

第一 日 戰前	七五 90
第一 半期	八四・〇
第二 半期	九七・六
第三 半期	一〇・三・七
十月	一一七・〇
(単位 百万圓)	

(2) 一九四六年の輸出入額はつきの通りである。

二九

三〇

区 域	外 弁	一九三八年		一九四六年		三八年对四六年比 較
		輸 出 額	進 入 額	輸 入 額	輸 出 額	
總 額	九二〇	九七一	一一九八	九一二	一九三六	
輸 入 額	田田九	田田九	三八六	一四一·一	一九三·六	
差 引 輸 入 額	田田九	三八六	五〇	八六〇	八六〇	
内 再 輸 出 額	田田九	三八六	五〇	八六〇	八六〇	
差 引 輸 入 超 過 額	田田九	三八六	五〇	八六〇	八六〇	

(二)

右の輸出実績は一九三八年の一九三·六%で、一九四四年(ニ億六千五百万磅)は同じく五六·三%、一九四五五年(三億九千三百万磅)は同じく八三·五%であった。從つて一九四六年は物価騰貴を考慮して大体原額に回復している。

輸出量額の変化

一九四六年の輸出貿易の構成を一九三八年と比較すれば石炭の輸出が目立つて減少した。鐵鋼品では機械、車輛特に自動車の輸出が激増した。輸入では直接消費的需要品の輸入

九
の
内

(一) 主要原料

が目立つが、産業用建に必要な原料、機械の輸出は著しく遅れて考慮されてゐる。

石炭は一九三八年に輸出總額の一ニ%を占め左が、一九四六年には四%弱に減少した。鐵及び銅は大体一九三八年当時に回復し、アルミニウム及び同製品並びに真鍮、銅板等これら製品は激増した。

(二) 光緒品

一九三八年には輸出總額の七七·六%があつたが一九四六年には八六·三%に増加した。なかでも機械及び車輛類は輸出總額の四分の一を占め、特に自動車の輸出總量は一九三八年の二·五倍に増じた。

輸入の減退

輸入は予想より著しく減少した。英國からの輸入は主として食糧、ファイルム、その他の直接消費用の商品であつた。工業原料及び特別機械の輸入は対米借款によつて促進される筈であつたが、遲延し、輸出産業及び一般的再乾燥を遅らせた。

(3) 戦後通商貿易の國際收支

三二

(一) 一九四七年度の見通し

(一) 右のまことに英國の一九四六年度の對外貿易は大體順調に推移した。入超成は当初の予想の半ばに止つた。しかし、貿易外收入は激減し、これは加えて今後輸入の増加が予想されるので國際收支の支拂超過は當分繼續するであろう。英國政府は三月廿一日の第二回經濟台書で、一九四七年の輸入を一九三八年の八〇乃至八五%に増加せしめる計画であり（一九四六年は同じく七〇%であった）。一九四七年の國際收支をつぎのように予測すると發表した。（時選三・三、四）

(二) 受取勘定

一一二七百萬磅

輸出

入

(三) 支拂勘定

一一大二五

(四) 輸入

一一大四五

(五) 輸出

一一大四五

九の外

政府海外輸入

一七五百万磅

(六) 差引支拂超過

三五一

(七) エコノミストによる貿易外收入の予想

エコノミスト誌は戰後の貿易外收入についてつぎのようによ想していふ。

(単位百万磅)

区	分	一九三七年	一九三八年	戰後
投 資	收 入	二一〇	二〇〇	
海 運	收 入	一三〇	一〇〇	
利子及び手數料	收 入	四〇	三五	
そ の 他	收 入	一〇	七五	
計	收 入	三九〇	三三五	
		一一〇	一一〇	

(二)

貿易所は予想以上に改善したが、輸入資金の奥で莫大の困難に直面した。これは弗

その他の硬貨國 (Countries of hard currency) からの入超が増えたことに基因する。

三三

既に発表された一九四六年一月一九月についてみれば入超額二億八千三百万磅であるが、硬貨領域に対する入超は三億三千七百万磅でそのうち弗領域に対する入超は約三億七千万磅に達する。一九四六年全年ではこれら硬貨領域に対する入超は恐らく四億五千磅に達するであろうと推察される。(時報二二二)

英國の国別貿易額

(単位百万磅、出=出超)

区	分	一九三八年			一九四六年一月—九月		
		輸	入	輸	出	輸	入
一帶 鋼 域		二三二・六		五三・六		五八・六	
米 國		一一七・六		一七八・〇		三五九・三	
力 那 印 度		九七・二		二〇・四		二四・八	
中 米 國		三四・八		一〇・四		一三七・九	
二、その他硬貨領域		七〇・四		三六・二		五七・八	
瑞 典 英 瑞		三二・〇		一七・〇		一二・〇	
一、その他硬貨領域		一五・〇		三世・ニ		田五・八	
三、その他硬貨領域		大一・九		七八・ニ		三大・四	
四、其他		大三・九		出		二・〇	

アーリゼンチン	三八・四	一九・二	一九・二	一九・二	一九・二	一九・二	一九・二
三、硬貨領域	三〇・三・大	二一八・四	二一八・四	二一八・四	二一八・四	二一八・四	二一八・四
印度、新嘉坡、蘭	一三〇・八	五八・〇	五八・〇	五八・〇	五八・〇	五八・〇	五八・〇
アフリカ	大三・二	七九・六	七九・六	七九・六	七九・六	七九・六	七九・六
五、總計	九一九・二	三一三・大	四〇・〇	四八・八	三八・八	三一・六	三一・六
四、歐化領域	田七〇・四	一六二・ニ	一五一・四	一五一・四	一五一・四	一五一・四	一五一・四
そその他	九二五・八	一三〇・七	一三〇・七	一三〇・七	一三〇・七	一三〇・七	一三〇・七
(三)米国その他の諸国における物価の購買は英國の対外貿易を不利ならしめたのみでなく、米国よりのクレジットの購買力を約三三%減殺したといふれる。従つてクリツブズ商相も指摘するように、硬貨国に対する貿易底が近い将来に改善されない限り、米国及びカナダからのかくレジットも予想の一九五〇年を待たず、一九四八年中に消費し盡くされてしまうであろう。(時報二二一、二・大、二・一)	六四三・一	一八五・八	五五・一	五五・一	五五・一	五五・一	五五・一

既に発表された一九四六年一月一九月についてみれば入超額二億八千三百万磅であるが、硬貨領域に対する入超は三億三千七百万磅でそのうち弗領域に対する入超は約三億七千万磅に達する。一九四六年全年ではこれら硬貨領域に対する入超は恐らく四億五千磅に達するであろうと推察される。(時報二二二)

三大

(C) 今後の貿易政策(時経二一一一三、三〇、一二、四)

(一) 以上のように硬貨国からの輸入超過が着増したことは米幣乃至硬貨の不足を来たし、幾つて硬貨国との取引を調整することは喫緊の要請となつた。

(二) クリップス商相も昨年十一月工業連盟輸出会議で貿易政策を明かにしたが、その主なる策は

(一) 美製缶、殊に缶度加工缶の輸出を振興し、

(二) 輸出額を増加し、輸入額との均衡を取戻すとともに、輸出専向地を選抜し、硬貨国への輸出を増加して硬貨の獲得を図る。

ことに於ける。すなまち、目標とする戰前の一七五%の輸出を達成するとともに、硬貨国からの輸入を確保するためには硬貨を獲得することは英國貿易政策の二大要綱となつてゐる。

ヤの二) 最近の印度における銀問題

(A) 銀の國際取引

最近ニヨーク及びロンドンにおける銀塊相場は印度を経る銀の國際取引とこれに対応して採られた印度の金銀輸入禁止措置によつて極めて大幅に変動した。

(一) 銀の國際的操作(時経三・一)

(一) 印度では銀に対する需要が旺盛となり、その銀相場は世界市場ニヨークに比し約四〇%高となつた。幾つてルーピー貨から銀に替へる傾向がはじた。

(二) 英国は印度に対し多額の債務を負つており、且つ米英金融協定によつて磅債務を七月までに整理しなければならないので、銀の対印供給をもしろ希望している。

(三) しかし印度と英國も皆督統制のためニヨークで銀を買付けることができない。これら的事情を利用してベルギーその他歐洲大陸諸國の業者はロンドン銀塊仲間人を介しニヨークで銀を買付け、これを印度で賣却して多額の利潤を得ている。

(B) 銀の國際取引における各国の得失

印 度（時證三一、一二）

銀の國際取引によつて對英磅債權が如何か返済せらるが、相場の動きだけ類をすることとなる。

英 國へ時證三一、一二、一五）

- (一) 当初英國當局は專に印度の開拓商の一部を歐洲大陸の開拓商に轉すだけで、しかと次のようない利益があると觀測してゐた。
 - (イ) 著國の對印戰時債務を部分的に返済し得ること。
 - (ロ) 歐洲大陸諸國にその優異な磅を供給し得ること。
 - (ハ) 磅をより更に近いものとなし得ること。
 - (ニ) 著國は相當の利益を收め得ること。
 - (ミ) しかしゼイターラ通信經濟部長シドニー・ギヤンベルは次のようない利益を伴うと指摘している。
- (イ) 印度の封鎖磅が歐洲大陸諸國の自由磅に轉換されること。

一 の 次

(日) 歐洲大陸諸國に磅を要く事へることとなり、磅価値を低廉せしめること。現在の操作によつてベルギーその他歐洲大陸諸國は一磅=約三弗で入手してゐるこゝとなる。印度の銀行物の意見によると、印度から莫大の磅支拂を受けた英帝國以外の相場師は、その想ひ切要通貨と入手するため、磅を割引いて抛却してしまつたであろうといふことである。

(ハ) 若しこの操作が拡大すれば著國の為替統制は破壊され得る傾向があら。

(三) ベルギーその他

ベルギーその他はこの操作によつて對英輸入に必要な資金を安く調達することが出来る。

(二) 印度の金銀輸入禁止措置（時證三一、一二、一五）

印度政府は金銀の國際的恩恵取引によつて印度に帝國が移到して印度經濟に發展させ、又、印度將來の產業發展に極めて影響とされ右磅準備が漸次流出するに至つた（印度準備銀行一商首談）ので、金銀地金の輸入を禁止する措置を採つた。

(イ) ニューヨーク及びロンドン市場における銀塊相場の変動

四〇

右のような外國筋の思惑買いにより最近のニューヨーク市場の相場は易騰の一途を辿つた。二月廿四日の出来高廿十万オントの半分はロンドンからの需要であつたといはれる。しかし三月七日印度から金銀送金輸入禁止の消息を入れて相場は急落し、ニューヨーク業界筋は一九二〇年以來最も激しい急落であるといつてゐる。(時經ニ・三六、三・一四)

(二) 最近のニューヨーク及びロンドン市場における相場の推移は次の通りである。

日	日	ニューヨーク銀塊相場	ロンドン銀塊相場
二月二十一日		七〇四分ノ三	
二月廿四日		七三四分ノ三	
二月廿六日		七五四分ノ三	
二月廿七日	一月一日	七八四分ノ一	八〇四分ノ一
		八〇七二分ノ一	

三月			
三月五日	三月五日	八一四分ノ一	四八二分ノ一
三月六日	三月六日	八二四分ノ一	四九
三月七日	三月七日	八大四分ノ三	五〇
三月八日	三月八日	八三四分ノ三	五一
三月九日	三月九日	七八	
三月十日	三月十日	七七	
三月十一日	三月十一日	七五四分ノ三	四大二分ノ一
三月十二日	三月十二日	七五二分ノ一	四大
三月十三日	三月十三日	七〇八分ノ七	四五二分ノ一

四二

(三) ポンペイ相場は銀塊未着のため大体保合つてゐるといはれるが、印度の大肆金取引業者ナリ、モハメツド・メツクリイは統制されていない現物価格は結婚期約が終り現在移到していゝる金銀需要が終湯するまで少くとも今後二ヶ月間は騰貴と續けるであろうと述べている。(時報三・三、一五)

〔第三〕歐洲

(一) フランスの第二次物価切下指置と經濟情勢

(A) 序

(一) フランスは生産が戦前水準に達しなにもかかわらず、なほイソラの惡循環になってしまふのである。

(二) この惡循環をたきりフランス經濟を正常な軌道に戻さうとする強力な措置が本年初頭ブルム前首相によつて断行された。

(三) この措置はフランス國民に、心理的衝撃を与へることにより一応の成功をおさめ、ブルム首相は國民的英雄として支持された。

(四) ついてラマティエ工首相はブルム案に従ひ三月一日第二次物価切下指置を断行した、この案の詳細は未だ不明であるが大体次のようにならむ。ブルム氏の第一次切下げに比し彈力性がある。すなわち

(1) 自由貿易に入る工業製品は一九四六年の最終価格を標準として段階を設けて10%

四三

随下りする

田畠

(2) 自由価格になつていろいろ食糧製品については、消費者の負担を考慮して新価格を定め得る権利を政府に与へる。

(3) しかし、このラマダエ首相の閣議は、アルム措置と同様な効果を期待することは

疑問である

(B) 食糧置賤施の條件の相異 (アサヒニユーニミハ)

一、既にアルムの「心理的實質」の効果がやゝ消え入りつつある

1. 小売価格はアルム政策によつて停止しているが、即ち価格は止つてゐる

2. 金及び外國為替相場は再び騰貴の氣配をみせている

3. 要するにアルム政策はデフレの結果もつた点に意義がありこれを裏付ける基本政策がなければ永遠性のないものであつた。しかしにその後二ヶ月間有効な政策を政府は怠つた。

二、政治的條件の懸念

内一

1. アルム内閣は腐敗がすべて社会党であつた

2. 連ラフティ内閣は建立内閣のためあらゆる施設の実施についマ操作性があり

3. 犯罪よりの支拂の消極化と同時に迫力を失く

1. 第一次隨下が當時、価格は一般に工業者、商業者たゞりまだ十分なマージンがあつた。今度は一部を除いてマージンが少くなつていると信じらる宣傳されてゐる

2. アルム政策を漁工業者は相当に支持する態度であつたが、今度の場合漁工業者は懷疑的である

四、勞働攻撃の續報化

1. アルムは漁工斗争をよく抑へ、その政策の安定性に対する期待を一應つないだ

2. 漁工は葛糸及び漁業の斗争に直面し、これにひきづらえてその漁業権と争を認めざるを多くなつてゐる

3. その上漁同盟は更に漁業斗争の態度を明かにしてゐる。これは徹底的に政策の不足性を増大している

4 個別的単議は政府と總同盟の等協力を増強している。されば政府への期待薄弱に拘ること

をかけている

五 要するにラマデイ内閣は次の二つの方面から緩めさみになつてゐる

1. 優先給料生活者は物価引下げ効果に満足せずその上将軍の見通しも不確も老けいと古ふとこちら政府の施策に對する懐疑的立場が動搖している

2. 本施策を實現する爲には財政に極度の失ワレさとなりテ政策の方向を明確にすることが必要であるがこれもまた効果的な形で出といなればかりではなく優先攻勢がこのデフレ政策をビツコにしてゐる

(C) 債銀問題 (朝日一月六時置、三、四、五、)

1. フランスは債銀問題についてにかい經驗をもつてゐる。すなわち生産の増加、特に農産物増加がようやく物価の安足をもたらしかげた。昨年七月前後に債銀の一般増額(ニ五%)を行つたため不足しかげた物価は再び急騰したのである

2. しかうして物価はその後現在迄に約五%が騰貴した

外二

3. かかる困難な債銀、物価問題の解決を一つの目標として本年一月早々アルム内閣は物価の五%一率引下げ措置を断行したのであつたそして一方労働者の債銀引き上げ要求に対することは賛成たこれと拒否した

4. しかるにこの物価切下げ措置の効果に満足せず且つ物価の前途に不景といだく労働者はラマデイ内閣成立早々、最低生活の保護を要求して交渉を始めることとなつたのである。すなまち

(1) 労働者總同盟は一ヶ月ヒキフランの最低生活債銀を要求し
(2) 新聞印刷工はニ五%の債銀値上げを要求するに至つた

5. こゝに対するラマデイ内閣の態度は最初次のようであつた
(1) アルム内閣案に含まれていた一六十九日以内にさうに五%の物価引下げの実現には対応に必要な措置である

(2) これが成功を期するためには物価と債銀の連絡最もしなければならぬ

ii

四八

(3) もれこ最終標準の債銀は既に定められてゐるが、そなは萬工圓の猶猶切下差額機に

支度した。

(4) その他猪飼引下課実現のための忽くことの猶廢ない裁接、猶存である。

(5) かゝるラマアイの首相の處身若、三月八日復のラマアイが改選され、またのアーヴィング

庶たうが知らぬことを申す。

(6) フランスの猶猶指數は一九三八年正月基準として毎年十一月三日八五六である。

二月は六百五であつた。

(7) そながナルミ察監令の猶禁、猶送、ガス、賃更羅金の支拂上げがあつたにか

かわらずハ五百と一算の水準で猶禁している。と云ふ。

(8) 三月に予定き收てある既に既往の功下せ猶禁を既経は、こう猶禁は怠慢貰し
マフランダ議員たは勞務者モ要請するニ五百引上手を上廻るであろうことを外
に含ましてゐる。である。

(9) かゝる足元に劣れついた勞務者の猶禁引上手と、そな父は周シなく表へ又は

消えんど主張する政府のいはや現実と現実の討立はついに現実の勃發となつてあら
ゆルた。すなはち

(10) 宮公吏は三月十四日午後三時頃にあたつて示職せ名オトを取行シマーフラン
スのあらゆる經濟活動を止めテ景勢をあげた。

(11) 新聞印刷工は十三日齊から罷業に入るに至つた。

(12) かゝる情勢はついに政府をこそ債銀問題について譲歩せしめるに至つた。オナウチ
スの官公吏に対する対応には七千フランに達しないものについては七千フランまで引き上
げる。

(13) 新聞印刷工については次のように協定が成立し二月十日より懸解するに至つた
一セントの債銀引上手を認める。

(14) 従来の月曜休刊、一週六日朝と改めて七日朝無休刊とする。

(15) このような債銀問題に関する政府の該当の態度が発表せらるるやフランは急落す
るに至つた（時評二二九）。

五〇

すなむちパリーの開市場に於けるフランの對米帛価値はアルムの第一回物下切下^ア
を取引した一月の最低拂相場二百四十フランに比し十フラン高を示した

(19) 右のような困難な状勢の下に第二回の物価切下^アが実施せられた第一回^アアルム切
下^アに比し この銀圓よりの圧迫がその効果に多くの影響を及ぼすにはおかないので
ある

D

國家財政 (時憲三、六 アサヒニースミハ)

一、フランスの本年度予算における赤字の額は正確につかみ得ないが、当初の予算に
於ては

- (1) 六千六百億フランにのぼる通常予算だけでも不足額は千百億フランに達し
- (2) これに臨時の事務費や復興費を含んだ臨時予算を加えると不足額はぼう大なもの
であつた

(3) かかる赤字予算はフランスの現下の努力と根本から崩かいさせらるものであること
はいうまでもない

(4) この赤字財政をいかに均衡させるか問題は非常に困難である。これに關するア
リツフ^アの見解は次々ようによくまで財政均衡を自づしてゐる

(5) 倒物価政策の側面優護のためには予算の平衡をはからねばならない

(6) 目下各君から提出されたいも予算は明々に膨大な額にのぼつてゐるが、政府は
公約通りの方針を堅持して、あくまで平衡のとれた予算案を近く国民議会に提出
するつもりである

(7) これは特別予算についても同様で市場で獲得し得る資源を超通しないように配
慮する

(8) 予算の約四十%は削減されるはずでこ水は國家資源 財政の状態が許すようにな
るまでは復活させる意図はない

E

フランスの經濟危機

五一

一、かくの如くフランスの經濟危機は國家經濟の云フレが早く決定的な要をとらぬ限り既に動き出していることの興味の攻撃が飛び銃金を物価の懸念場を引き起さないとは保証し難い

二、しかばこのフランス經濟の危機本相の根源はどこにあるか、その性格は、その児達はどうであろうか

(1) かゝるフランス經濟の不景気がなり根深いものであると云ふことは争へないとこうであろう

(2) タイムスのパリ通信は次々通り論じてゐる

イ フランスに於ける經濟的混亂をフランスの政治的および社會的な複化過程があ

るといひ

ロ そ爪自体過去三十年間の經濟変化に被渦を巻き發するためである

三、經濟危機の社會的性質

(1) ブルジョア階級の凋落

内三

イ 第三共和国の終末と共にフランスのいわゆるブルジョアはその威信も、自尊心も、自信も、豊かな傳統から離ざし、その影響力も失った

ロ かくて、かれらがかつて政治の中にもつていた強い力は皆無となり、その代りの政治力がまだ本格的な形をとつて立てきていはずい

(2) 中間階級の動搖

イ 中間階級は井戸に転じ、懷疑的に傾いている。しかしこの中間階級のフランス經濟における役割は依然として大きい

ロ この点についてタイムスは、この中間階級が懷疑的となりその活動が不消滅になるか否は反対的になればフランス經濟の運行は到底うまくゆかないと論じている

ハ かくて總同盟が四十八時間を承認し、いかに働いても中小商工業者の手で流通が阻害されとはどうにもならぬ

ニ この經濟政策に対する中間階級の一権のサボタージューストツクの懲罰、兎お

しみ事にはちょうど貨物輸送料賃鐵道上に支拂するものとして社会的性質を帶びてゐる。

此の社会的性質は前述の双方からの攻撃の根底に構たるものであり、この攻撃に対する反応として全社会を保持に争うべき政治力が全政党の力を集めたものであるにせかめら甚だ弱いのである。

四、要するにフランス經濟の危機相は次々加くみるとことが出来るであろう。

1、現在の經濟不景気はフランス經濟社會の根底における變動を反映しているといへる。そこで經濟不景気の中にどこか社會的不景気がござつてあり、さうに政治的な急轉すら想像される空氣が濃い。

2、従つて經濟政策として、いまは一切の意図を許さぬ時に乍らかつていろいろとおはねばなるまい。

外三

〔第四〕 東 亞

(その一) 台湾暴動事件と台湾の經濟恢復計画

A.

序

一、五十一年にわたる日本統治から中國領土に復帰した台湾には去る二月二十八日吉、ついに暴動事件が発生した。三月三日には戒嚴令も解除され、一時平靜となり度したものの後間もなく全島各地に省民の政治的色彩を帯びたデモが行はれ、八日夜省民暴徒は暴動、台北の国府、官衙、軍隊と製糸工場と製糖工場に全島は再び混乱状態に陥り、十日午後六時全島に戒嚴令が布かれた。國府も軍艦を遣り大砲三門と軍艦を派遣して治安維持に当らせ、台灣總督府長を現地に特派され善後処置に當つて、いる。

二、資源委員会委員長即ち三月二十一日台湾省參議会における報告で次の点を強調した。

1、台湾の經濟建設が全國的の緊密な結合のもとにしならるべきであること。

口、台鴻省民がこれまで各企業に投資していた、株式買主は國際法規に違背しないか。

井、そのまゝ認めらるること

ハ、民間投資でない若干の企業で一つも今後内閣を一概に開放し、省民の企業参加を親迎する方針であること。今次の暴動事件を反照してか國府が台鴻省民の企業への参加を強調している点は注目に値する。

五六

B 暴動事件の推移 (電報 三、五、一)

一、二月二十八日午後台鴻專賣司警察隊が台灣の專賣法規違反の煙草喫入者を捜査のさい小紛糾が起つた。これと契機に事態が急速に拡大し、激昂した民衆は店舗と破壊し、政府建築物に移動し、台灣、福建、廈門以外の言葉で応答した者には即座に若告を加へた。翌三月一日この状態が続き二日には廟部に波及した。

二、三月一日夜、陳儀長官は省民の要求を全部承認する旨の放送をした。三日には戒嚴令が解除された。この間死傷者は最底二十名乃至最高四千名とまちまちに推定報道され、四日には軍、国民党、民間の三者合同調查委員会が組織され事件の取扱いとなる。四日には軍、国民党、民間の三者合同調査委員会が組織され事件の取扱いとなる。

六四

当ることになつた

三、かくく一時暴動も鎮静したようであつたが、六日陳儀將軍の放送後台鴻各地は再び不穏な情勢に入った。この指導者は日本及び海南島から帰還した台灣人及び台灣大学生と共に北上りまたそれがいちぢるしく政治的色彩を帯びて来た。

四、八日、基隆台北の兩市に再び戒嚴令が布かれ、九日、暴徒は台北放送局を占領し台灣省民に対する宣伝を開始し、全省は再び騒然たる有様となつた。

五、台鴻警備軍司令官は不法分子の断半取締を宣告し同時に軍隊は全島の交運、電信、放送の諸設備に出動してこれを管理下に入れ、十日午後六時全島に戒嚴令を施行した。蒋主席は國防部長白崇禧將軍、国民党枕書長吳鉄城、前第八大戰區司令宋哲元將軍を特使として、また二個師の軍隊を台鴻に急派した。これと同時に陳儀將軍は二、二八事件処理委員会が公然反政府の暴動を企てるとの理由で解散を命じた。以後は漸次平靜に復している。

C. 暴動事件の原因 (電報 三、七)

五六

五七

五八

一、台湾統治に対する不滿

台湾省民は主として台湾土着民及び福建省出身者がうなる。これに対する望月から起した国民党來官吏の廻説が差別的であつたとする点

二、台湾經濟政策に対する不滿

國府の商工業を独占的に統制したため、かつて裕福であつた全島が衰亡したことを省民は不満に思つていた

三、煙草專賣違反者の搜索は、この台湾省民の長期に亘る忍耐の最後の爆發點を形成した。これに加へて過熟署警官隊の発砲事件が事態を悪化せしめた

四、以上を背景とする暴動は中国人官吏に対する台湾省民の反抗であつて、非台湾省民が中国人官吏と同一視されたまゝである。一部報連にあるような省民と非省民の対立が原因ではないようである

D. 暴動事件の反響（電報三、七）

一、上海の台湾省民公會は薄主席にあて、台北暴動事件の完全な調査を要望し、さうに

外四
外五

緒沿方針の却時改定と住民の自由な取扱を報告した

二、三日上海のナヤイナ、ナレス紙は次のように述べてゐる。台湾問題を即刻處理しないなら、台湾省民は完全な独立を要求し、その結果さらに新らしい暴動が生じ、數十萬の無辜の生命が失われることにならうと。

この問題に関し多數の中國紙は六ヶ月前政府に警告したがとりあがれなかつた。今回の暴動は昨年一月以来の統治の下では当然予想された結果である。日本は既に開拓する省民を擇取したが、その後持した官僚制度はすぐなくとも比較的正直で、能率的かつ進歩的で、現在の統治よりもよしあつた

E. 当局のとつた措置（電報三、七共用三一〇）

一、暴動発生以来陳儀長官は台湾省民代表とく間に暴動鎮撫の協商を行ひんことを求め三日軍民合同による各地代表三十名からなる二、二八事件処理委員会を組織した

ハルに対し省民に対するような要求も提出した

五九

1. 警察制度の整備

2. 事件の際群衆に登場した警官予備隊の解散

3. 省政府就職民に省民を任命する

4. 省參議の半數を台湾人より任命する

5. 非省民は台湾省民に対する懲戒政策を完全に改める

6. これらの條件に浦崎將軍は同意をあたえていないといわれる

7. 九月に至り同委員会はさうに省政改革案を康橋長官へ提出した

8. 省自治法を制定し、省政の最高規範とする

9. 六月末までに縣市町の民選を実施するやう、縣、市參議会も同時に改選する

10. 応急措置として省政布答處長は陳儀長官が入選して處理委員会に提出し審議する

11. 各州民の三分の二以上は台灣省に十年以上居住したるものたること

12. 謹厚局長、縣警察局長には台灣省民を任命し、省警察大隊及び鐵道、工銅警察は廢止する

内五

6. 非武漢の集會、結社の記載自由、言論、出版、罷業の自由

7. 一切の公務事務の主管者に台灣省民を任命する

8. 報道局を廢止し、生活必需品の販賣額を獎勵する

9. 従來の各行政長官公署跡を改めて省政府政にする

10. この改革案が採用されると、陳長官は委員会が反政府的暴動を企てたとの理由でこれを解散を命じた

II 暴動に対する國府の批判的判断

1. 目標暴動事件は民衆の不法行為に対する官吏の濫用性、一部官吏の不法行為及び政府經濟政策（昇値）に対する省民の抗議事が一年に亘り繼續した結果で、決して反政府的暴動ではないと國府は判断していた。蔣主席は最初國府が台灣問題の合理的解決のため更大かつ和平的政策を採用するよう指令じた

2. この判断は八日の暴動用意により期待を裏切らぬこと暴動の背景に中共を含む一部

六二

不法分子の煽動があるとするとに至つて國府軍を逼迫し、治事維持を陳第將軍の施政を援助せしむるに至つた。

三、なま 薄主席は、十日、臺灣龍虎廻の瀕臨に際しこの事件に言及し次のように述べた。

ノ、在台灣軍人員は中央派遣員の訓誡をまつて辦理し、決して鎮復行動をとらぬようアリと現地に嚴懲した旨

乙、台湾同胞が深く大義を明かにして紀律と嚴粛・専門に利用されることはなく、日本人に求められるこのないよう希望する旨

G. 台湾の工業建設の現状 (日通三、三九)

一、資源委員会委員長錦昌熙は台湾の經濟建設が中國のそれと緊密に結合すべシのにあることを想議し、台湾の經濟回復出来ることとし、さうに、石油、アセチニカム、肥料、造船等はその水準をはるかに超えるはづであり 將來の台湾經濟建設は日本並

治時代に比し更に大規模のシラとみろうと語り、十項目にわたる事業の見通しについて

乙、次のように二十一日參議会で報告した

二、この報告の終りに、とくに、台湾省民が然來こ處らの企業に投資していた資本は、之のまま認め、今後も民間からの投資を歓迎することを想議しより、今度の台湾暴動事件の原因をすした政府の企業独占に対する層底の不滿を解消せんとするあらわれをうかがうことができる

三、工業建設計画の内容

ノ、石油、修復工事はすぐ大百姓の九十の進展をみ、本年一月には、日産一万六千トントンを目標に本年十月完成の予定で、第二期工作は年産二万四千トンを期し、明年

本に完成の予定である

大四

2. 金、銅、第一期の計画は日産日鉱砂三百トン、波瀬銅四十五トンを目標とし、四ヶ月内に完成の見込みである。

3. 鉛、銅、の兩事業についこは、目下カナダとの間に資本と技術の導入について交渉中である。

4. 燃料 捷收当時の発電能力は四万三千キロワットであつたが現在すでに十八万三千キロワットに達し、本年二月には三十万キロワットの目標に達する見込みである。本年度の計画はその完成によつて三十九万キロワットに増加し得るはずである。

5. 砂糖 接收当時の生産は皆無があつたが修復につとめ、現在八万六千トンの甘蔗糖が可能であり、三年後には百万吨の產出が実現されるはず。

6. 肥料 現在磷酸肥料は月産二万五千トン、莢素肥料は九千六百トンに達し、本年度の生産は前者は四万二千トン、後者は一万二千トンの見込みである。最近行政院善後救濟監署の協助を得ることになり、明年度には三十万トン以上の生産量に到達す

内六

2. 可能性がある

ス、ソーダ、ソーダ灰と塩酸を増産中で、将来日本ヨリの賠償器材を利用して積極的に拡充をはかる予定である。

8. セメント 現在高雄廠を月産一万余トン、蘇澳廠で四千余トン合計一万六千トンが產出され、目下二水に必要な機器を購入、設備の拡充が進められており、竹東廠（輕便鐵道を布設中）で二水が完成すれば月産四百二十万缶（ドラム缶）の目標が達成されることになる。

9. 製紙 培育当時、紙の生産は皆無であり、本年度中には日産用紙四十二トン、パルプ三十五トンに達する予定である。

10. 機械、造船、基隆、高雄に工場があり接收後はややかに製糖機械のみをつくつていだが現在これらの產額は漸増し、さらに木船製造に拍車が掛かられていたが、この方面的の設備は満足すべきものではない。将来、日本からとり入れる賠償器材と

大五

利用し、大量の船舶修理も可能ならしめ、また、三、四十トン船舶製造と期している。

六六

H 結 謂

このたびの暴動事件の結果、台灣の物価は大々通航運算のため事件前の倍額となつたと報道され、臺灣の民生には一時損害をもたらした。時刻子見た日英総国防部長の放送によれば、中央政府の辦公は省廳の要求に適合する方針となり、現在の總督府制を省政府に改め、經濟政策においても、教育においても過去の運動を一掃する方針であることが明りとなり、今後台湾に対する中央政府の施政は市民にとり有利となる一方政府としては内戦にそなへた兵力の一部とその裝備の一部も環島の内戦の結果からみて、台湾に振り向けなければならぬことは一時的にせよ國防にとづくはいた事である。

外六
上

(その二) アンラの对連棉花供給状況 へ 機密 三、一五)

A. アンラの予算不足と中國に対する影響

アンラ事業が終了する本年六月末には、当初の予算より六千八百万米ドルを超過と予すことを見渡された。この誤算の原因は運送輸出量(前算上の誤り)と、終戦後アンラへ譲渡された在バルカン連合国(米、英、加)の軍需物資の価格について米英の意見が一致しないことに漏れられている。

二、アンラ本部がこの赤字を防ぐため米国内に於ける食糧以外の購入を契約中止することに決定し、そのため予定された食糧購入費の中、四千百万ドルが凍結されることになった。

三、ルツクス再移設論議の説明によると右の凍結された四千百万ドルの購入額(中三千五百内里三千六百万ドルは中国的財貨の購入に割当てられたものであつた)。

四、この結果中國は去るエ月の經濟危機に対処した累積經濟政策の一要素となす。最近アラン中央委員会の承認を得たばかりの中国に対する扶助による食糧以外のすべての物質を

大八

B. 棉花に替えんとする計画もあやがまれるに至った
中國政府の要請とアンラの要請

一、中國政府はアンラ對華扶助計劃の殘余の資金をもつて棉花を購入することを要請し
同時に中國政府はその棉花の民間への賣却によつて得た資金をアンラの他の扶助物資
の配給に要する費用として使用することに同意をも要求した
二、アンラ中央委員会は殘余の利用すまゝ金額をもつて中國のために棉花を購入すること
を承認すると同時に遼東議會にアンラ中國局と合議の上棉花の無税貿易に成する規
定の適用を六週間の商標料と算る权限を与へた
三、その結果、中國政府は三月五日から六週間の間に、中國に到着するおよび輸送途中にある
棉花を中國の紡織工場に賣却することにより、約三千萬米袋の現金を入手し得ること
によつた

C. 對華扶助物資扶助計劃の總額

附一

本年六月末に終り、對華扶助物資扶助計劃の總額は五億五千五百萬兩に達する見
込との申六月末までに實行されない類は三千五百萬兩のみである

D

對華扶助物資總額

五三、六二七、〇〇〇兩

中國向付輸出港のもの

三七、七、〇〇、〇〇〇兩

米國の諸港で積込車のもの

四、五三三、〇〇〇兩

誤
四月及び五月中国に輸出予定のもの

三、三九四、〇〇〇兩

今後追附承認額

五八、六二七、〇〇〇兩

總
計

五八、六二七、〇〇〇兩

E. 對華棉花追加費金

在ペリカン物質の價格が一庫三千百萬兩に決定する以前アンラは對華棉花購入費として

大九

直に五百萬弗を支出し得ることに困つて居り、さうに他の財源から資金を籌せ集める
と結果一千萬弗の余裕を生ずることが期附されて居る